宮城県警察の護送に関する訓令

平成17年４月20日
宮城県警察本部訓令第15号

宮城県警察の護送に関する訓令を次のように定める。

宮城県警察の護送に関する訓令

宮城県警察護送規程（平成４年宮城県警察本部訓令第３号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条－第11条）
第２章　一般護送（第12条－第14条）
第３章　引き当たり捜査に伴う護送（第15条－第17条）
第４章　委託留置の場合の特則（第18条・第19条）
第５章　集中護送（第20条－第29条）
第６章　事故発生時の措置（第30条－第35条）
第７章　雑則（第36条・第37条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）その他の法令の定めるところにより、警察署の留置施設（疾病その他特別の事情により使用される他の場所を含む。）に留置されている者（以下「被留置者」という。）の護送を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第２条　被留置者の護送については、他の法令の規定によるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の定義）

第３条　この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

⑴　被護送者　被留置者で、一般護送、引き当たり捜査に伴う護送及び集中護送により護送をされる者をいう。

⑵　一般護送　被留置者を送致、取調べ、公判出廷、移送、診療等のため、警察署から検察庁、裁判所、刑務所、拘置支所、病院等の医療機関等に護送し、又はこれらの官署等から警察署に護送すること（集中護送を除く。）をいう。

⑶　引き当たり捜査に伴う護送　被護送者を検証、実況見分、現場確認等捜査のため必要な護送を行うことをいう。

⑷　集中護送　総務部留置管理課護送係員及び仙北方面護送係員（以下「護送係員」という。）が、集中護送専用自動車（以下「集中護送車」という。）を用いて、第20条に規定する警察署の被護送者を、検察庁、裁判所、宮城刑務所、拘置支所等に護送し、又はこれらの官署から警察署に護送することをいう。

⑸　護送業務　一般護送、引き当たり捜査に伴う護送及び集中護送に関する業務をいう。

⑹　関係所属長　被留置者の護送に関係する警察署長（以下「署長」という。）又は警察本部の部に置かれた課等の長（以下「本部所属長」という。）をいう。

⑺　委託留置　被留置者を他の警察署に委託して留置する（本部所属長が、被逮捕者を警察署の留置施設に委託して留置する場合を含む。）ことをいう。

⑻　委託所属長　委託留置をする署長又は本部所属長をいう。

⑼　受託署長　委託留置を受ける署長をいう。

⑽　留置主任官　被留置者の留置に関する訓令（平成３年宮城県警察本部訓令第13号）第２条第５号に規定する留置主任官をいう。

⑾　護送責任者　一般護送及び引き当たり捜査に伴う護送において、護送員の指揮監督を行う者をいう。

⑿　運行責任者　集中護送車の運行時において、総務部留置管理課長（以下「留置管理課長」という。）の命を受け、護送係員を指揮監督するとともに、戒護員に対して指揮及び指導を行う者をいう。

⒀　護送員　被護送者の護送に従事する者をいう。

⒁　戒護員　前号に規定する護送員のうち、専ら被護送者の処遇及び自殺、逃走等の事故防止のための業務に従事する者をいう。

⒂　護送車　被護送者を護送するために使用する全ての自動車をいう。

（護送の基本）

第４条　護送に当たっては、鋭敏な感覚と周到な注意力をもって勤務し、被護送者の人権を尊重するとともに、逃走、奪取、自殺、罪証隠滅等の事故防止を図り、もってその適正を期さなければならない。

（護送員の任務）

第５条　護送員は、留置主任官の指示を遵守して、安全かつ円滑な護送を行い、被護送者の適正な処遇と事故の防止を図るものとする。

（管理の責任等）

第６条　署長は、護送業務について、全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

２　警察署の副署長又は次長は、護送業務について、署長を補佐するものとする。

３　留置主任官は、署長の命を受け、護送業務について、護送員の指揮監督に当たり、護送の実施、被護送者の処遇及び被護送者の逃走、奪取、自殺、罪証隠滅等の事故防止について、その責に任ずるものとする。

４　護送責任者は、他の護送員を指揮・監督し、命ぜられた護送業務について、法令及びこの訓令を遵守しつつ、適正かつ安全に遂行すべき責務を有するものとする。

５　留置管理課長は、集中護送の全般について、その責に任ずるものとする。

６　運行責任者は、命ぜられた集中護送について、法令及びこの訓令を遵守しつつ、適正かつ安全に遂行すべき責務を有するものとする。

７　一般護送及び引き当たり捜査に伴う護送の実施にあっては留置主任官が、集中護送の実施にあっては関係所属長及び留置管理課長が、護送員に対し体調について確認するとともに、明確な任務を付与し、被護送者の処遇及び事故防止について具体的な指示を行うものとする。

（幹部の協力）

第７条　警察署の幹部は、護送業務に積極的に協力し、護送業務が適正かつ円滑に行われるよう配意しなければならない。

（護送責任者等の指名）

第８条　署長は、一般護送及び引き当たり捜査に伴う護送において、当該護送に従事する戒護員の中から護送責任者を指名するものとする。

２　留置管理課長は、集中護送において、集中護送車ごとに、護送係員の中から運行責任者を指名するものとする。

（護送員の指名）

第９条　署長は、原則として、被留置者の留置に関する訓令第２条第７号に規定する留置担当官及び同条第９号に規定する留置管理業務補勤者（以下「補勤者」という。）の中から護送員を指名するものとする。

２　前項の規定により護送員を指名する場合で、補勤者を護送員に指名するときは、被護送者に係る捜査に従事する職員及び被護送者に係る捜査を主管する係に属する職員以外の者を充てなければならない。この場合において、被護送者に係る捜査を主管する課に属する職員を護送員に指名するのは、警察署の体制上、真にやむを得ない場合に限るものとする。

（護送車）

第10条　護送車は、原則として警察用無線等の通信設備が確保されている自動車を使用するものとする。

（護送員の服装）

第11条　護送員の服装は、活動服とする。ただし、一般護送及び引き当たり捜査に伴う護送において、署長が特に必要と認めた場合は、私服とすることができる。この場合において、護送員は、機敏に行動することができるよう必要のない物を携行してはならない。

第２章　一般護送

（一般護送の計画）

第12条　留置主任官は、一般護送を実施する場合は、別に定める一般護送実施計画書を作成するものとする。

（一般護送を県外で実施する場合の措置）

第13条　留置主任官は、一般護送を実施する場合において、護送中に他都道府県の警察施設等を使用する必要がある場合は、事前に留置管理課長を経由して、当該施設の長に対し借用の要請をするものとする。

（戒護員の数）

第14条 [redacted]

第３章　引き当たり捜査に伴う護送

（引き当たり捜査に伴う護送の要請、計画）

第15条　引き当たり捜査に伴う護送を行う場合は、別に定める引き当たり捜査に伴う護送

要請書を捜査主任官が作成し、留置主任官へ要請するものとする。

2　留置主任官は、前項の規定による要請があった場合は、捜査主任官と協議した上で、別に定める引き当たり捜査に伴う護送計画書を作成するものとする。

（留置主任官の措置）

第16条　留置主任官は、被護送者の引き当たり捜査に伴う護送を実施する場合は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

⑴　護送中に他都道府県の警察施設等を使用する必要がある場合は、事前に留置管理課長を経由して、当該施設の長に対し借用の要請をしておくこと。

⑵　勾留中の被護送者を委託留置する場合は、あらかじめ検察官の移送指揮を受けること。

（戒護員の数）

第17条 [redacted]

第４章　委託留置の場合の特則

（管理の責任等）

第18条　委託留置の場合における護送業務の指揮監督は、受託署長が管理する庁舎の敷地内にあっては受託署長と委託所属長とが相互にその責に任ずるものとし、受託署長が管理する庁舎の敷地外にあっては委託所属長がその責に任ずるものとする。

2　委託留置の場合における一般護送及び引き当たり捜査に伴う護送は、原則として委託所属が実施するものとする。

3　委託留置の場合における集中護送の戒護員は、原則として委託所属長が差し出すものとする。

（委託所属長が本部所属長の場合の措置）

第19条　前条の委託所属長が本部所属長の場合における第５条、第６条第７項及び第11条の規定の適用については、第５条及び第６条第７項中「留置主任官」とあり、並びに第11条中「署長」とあるのは「本部所属長」とする。

2　前条の委託所属長が本部所属長の場合における護送責任者の指名については、第８条第１項の規定を準用する。この場合において、同項中「署長」とあるのは「本部所属長」と読み替えるものとする。

3　前条の委託所属長が本部所属長の場合における護送員の指名については、本部所属長は、原則として被護送者に係る捜査に従事する職員及び被護送者に係る捜査を主管する係に属する職員以外の者の中から指名するものとする。

4　前条第２項の規定により本部所属長が一般護送及び引き当たり捜査に伴う護送を実施する場合における第２章及び前章の規定の適用については、これらの規定中「留置主任官」とあり、及び第２章中「署長」とあるのは「本部所属長」とする。

第５章　集中護送

（集中護送の範囲及び経路）

第20条　集中護送の範囲は、仙台中央、仙台南、仙台北、仙台東、泉、若林、石巻、塩釜、佐沼、登米、古川、大和、栗原、遠田、鳴子、加美、岩沼、大河原、白石、角田及び亘理の各警察署とする。ただし、留置管理課長が必要と認めた場合は、それ以外の警察

署に対しても集中護送を行うことができる。
2　護送経路については、別に定める。
（集中護送の方法）
第21条　集中護送は、関係所属長と留置管理課長とが連携の上、行うものとする。
2　集中護送においては、護送係員及び戒護員が相互の連携を密にし、被護送者の適正処遇及び事故防止に配意するものとする。
3　運行責任者は、護送係員を指揮監督するとともに、戒護員に対して指揮及び指導を行い、被護送者の適正処遇及び事故防止に配意するものとする。
（集中護送の責任者の指名及び責務）
第22条　留置管理課長は、集中護送を適正かつ円滑に遂行させるための措置として、護送係員のうち警部補又は巡査部長の階級にある者の中から集中護送の責任者を指名するものとする。
2　集中護送の責任者は、仙台地方検察庁（支部を含む。以下同じ。）同行室における業務を適正かつ円滑に行うとともに、被護送者の適正処遇に努め、事故防止に配意するものとする。
（仙台地方検察庁同行室における業務）
第23条　仙台地方検察庁同行室においては、護送係員及び戒護員並びに一般護送の護送員が相互の連携を密にし、被護送者の適正処遇及び事故防止に配意するものとする。
2　集中護送の責任者は、護送係員を指揮監督するとともに、戒護員及び一般護送の護送員に対して指揮及び指導を行い、被護送者の適正処遇及び事故防止に配意するものとする。
（集中護送時における留置管理課長の責務）
第24条　留置管理課長は、集中護送を適正かつ円滑に行うため、次の措置を講ずるものとする。
⑴　第20条第１項の規定による集中護送の範囲の警察署（以下「関係署」という。）、仙台地方検察庁等の関係機関と常に密接な連携を図ること。
[redacted]
⑶　集中護送車の護送経路、出発、到着予定時刻等の護送計画は、関係所属長と協議し、策定すること。
（集中護送時における関係所属長等の責務）
第25条　関係所属長は、自所属員が担当する被護送者について、その責に任ずるものとする。
2　関係所属長は、原則として被護送者１人につき戒護員[redacted]人を指名するものとする。
3　関係所属長は、被護送者について、次の各号に掲げる事項を、事前に留置管理課長に連絡しなければならない。
⑴　氏名及び年齢
⑵　罪名
⑶　犯罪歴及び共犯の有無
⑷　護送理由

⑸　その他処遇及び事故防止上必要な事項

[redacted]

（集中護送の計画）

第26条　集中護送の責任者は、関係署から連絡を受けた被護送者を確認し、別に定める集中護送計画書により翌日の護送計画を作成して、留置管理課長の承認を得ること。

2　集中護送の責任者は、前項の承認を得た後、速やかに当該関係署の留置主任官に対し、翌日の集中護送車の到着予定時刻等を連絡すること。

（関係署の措置）

第27条　関係署の留置主任官は、集中護送車の到着時刻までに、留置担当官及び戒護員を指揮して、護送に必要な準備をしておかなければならない。

2　関係署の留置主任官は、被護送者を護送係員に引き渡す場合は、被護送者の前歴、罪質、性格、特癖、健康状態、心理状態等護送上必要と認められる事項を引き継がなければならない。

（被護送者の引受け及び引渡し）

第28条　運行責任者は、関係署の留置主任官から被護送者、関係書類等を引き受けること。

2　運行責任者は、被護送者を関係署に引き渡す場合は、関係署から交付を受けた被護送者名簿に所要事項を記載し、関係署へ引き渡すものとする。

3　関係署の留置施設において、被留置者の引受け又は引渡しを行う場合は、留置主任官等の立会いを得て確実に行わなければならない。

（集中護送が不適当な場合の措置）

第29条　共犯関係等で、集中護送によることが不適当な被護送者については、一般護送を行うものとする。

第６章　事故発生時の措置

（逃走、奪取等事故発生時の措置）

第30条　護送員は、護送中に被護送者の逃走、奪取等の事故が発生又は発生するおそれがある場合は、次により迅速かつ的確にその場の状況に応じた措置を講じなければならない。

⑴　全力を挙げて追跡し、取り押さえること。ただし、追跡する場合は、車両等からの飛び降り、自動車の直前横断等、受傷事故の原因となるような行動を取らないこと。

⑵　通行人及び付近の人に急を告げて応援を求めること。

⑶　護送員は、直ちに無線等の通信設備により緊急配備の依頼をするなどの応援を求めること。

⑷　護送員は、関係所属長又は留置管理課長に速報し、その指揮を受けること。

2　前項の通報を受理した事故の発生地を管轄する署長は、直ちに署員を指揮して、被護送者を捕そくするため、緊急配備を実施するなどの措置を講じなければならない。

（傷病者に対する措置）

第31条　護送中に被護送者が発病又は負傷した場合は、関係所属長及び留置管理課長に速報するとともに、次により迅速かつ的確にその事態に応じた措置を講じなければならな

い。

⑴　疾病等のため手当てを要する場合は、直ちに医師の診察を受けさせ、医師の診察結果により護送継続の可否を判断し、前条第１項第４号の規定による措置を講ずるとともに、その経過を明らかにしておくこと。

⑵　自傷その他の理由によって負傷した場合は、前号に準じて措置すること。

（護送員が発病した場合の措置）

第32条　護送業務に従事中の護送員が急病等のため勤務することができなくなった場合は、付近の人に110番通報を依頼するなど、必要な措置を講ずるとともに、被護送者の戒護に間隙が生じないようにしなければならない。

（公共交通機関等が遅延した場合の措置）

第33条　護送員は、被護送者を護送中、列車、バス、航空機、船舶等が事故、災害その他の理由によって遅延する場合は、復旧等の見込み、遅延時間等を関係所属長に報告し、その指揮を受けなければならない。

２　勾留中の被護送者を護送中、前項の理由により最寄りの留置施設に留置する必要が生じた場合は、関係所属長及び留置管理課長に速報するとともに、検察官の指揮を受けなければならない。

（交通事故発生時の措置）

第34条　護送員は、護送中に交通事故の当事者となった場合は、次に掲げる措置を講ずるとともに、被護送者の戒護に間隙を生じさせないようにしなければならない。

⑴　負傷者の救護、警察官に対する申告等現場における第一次措置を行うこと。

⑵　護送車が運転不能となった場合は、代替車両及び護送員の応援を求めること。

（事故報告）

第35条　護送中に逃走、奪取、死亡、交通事故等の事故が発生した場合は、直ちに、別に定める護送事故報告書を作成し、留置管理課長を経由して、警察本部長に報告しなければならない。

第７章　雑則

（教養）

第36条　署長、本部所属長及び留置管理課長は、護送業務に従事する職員に対し護送要領及び事故防止について、随時教養を行わなければならない。

（具体的事項）

第37条　この訓令に定めるもののほか、護送に関する具体的事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成17年４月20日から施行する。

（被疑者留置細則の改正）

２　被疑者留置細則（平成３年宮城県警察本部訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第83条中「宮城県警察護送規程（昭和55年宮城県警察本部訓令第８号）」を「宮城県警察の護送に関する訓令（平成17年宮城県警察本部訓令第15号）」に改める。

附　則（平成19年本部訓令第13号抄）

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成19年６月１日から施行する。

附　則（平成21年本部訓令第10号）

この訓令は、平成21年11月１日から施行する。

附　則（平成26年５月30日本部訓令第17号）

この訓令は、平成26年６月１日から施行する。

附　則（平成28年３月11日本部訓令第９号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成31年２月22日本部訓令第２号）

この訓令は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（平成30年宮城県条例第86号）の施行の日から施行する。

附　則（平成31年３月４日本部訓令第５号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月19日本部訓令第10号）

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月29日本部訓令第８号）

（施行期日）

１　この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

３　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和５年３月10日本部訓令第４号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１月22日本部訓令第１号）

この訓令は、令和６年２月13日から施行する。

附　則（令和７年３月６日本部訓令第４号）

この訓令は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（令和６年宮城県条例第59号）の施行の日（令和７年３月21日）から施行する。